

## 質疑書に対する回答

No.	頁	項目	質疑内容等	回答
1	2	3(2)	土地単価が募集要領で案内いただいたリンク先にも見当たらず、現状の単価をお知らせください。地上部とピット内部で異なる場合はそれぞれお願いします。	土地単価は、募集要領の計算例に記載しているとおり、「使用を開始する日の前年度に公表された相続税路線価」です。 なお、令和3年度から使用する場合、発電機設置場所における土地1㎡当たりの価格は、58,000円（国税庁公表の令和2年度相続税路線価）です。
2	3	3(3)イ 1)	流量指令の運用幅としては600～2100m <sup>3</sup> /hrと考えていいのでしょうか。運用変更前の平均流量と運用変更後の平均流量をご教示ください。また、運用変更のおおよその時期をご教示ください。	流量指令の運用幅は企業団と協議の上、承諾を得てください。 運用変更前と運用変更後の平均流量については、需要の変動や施設の統廃合により変化することから、募集要領に記載の流量が現状で把握している最新のデータとなります。 運用変更の時期は決まっていません。 なお、令和元年度の年間平均実績水量は約1,300 m <sup>3</sup> /hrです。
3	3	3(3)イ 1)	系統停電などの発電システム異常時はシステム保護のため発電システムへの流水を一切止めたく考えています。復旧するまでの間は泉北系で流入いただけると考えてよろしいでしょうか？	原則、ご提案のとおりで支障はありませんが、運用の詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。
4	3	3(3)イ 2)	3(3)イ 1)の運用変更があっても有効落差20mは得られる見込みでしょうか。600m <sup>3</sup> /hr、2100m <sup>3</sup> /hr及びNo2でご質問させていただきました運用変更前平均流量、運用変更後平均流量時の有効落差をご教示ください。	運用変更があっても有効落差約20mは得られる見込みです。
5	3	3(3)イ 3)	”地上部に設置する機器はフェンス等で囲み”とのことですが、制御盤をフェンスよりも堅牢で施錠可能なキュービクル状の筐体で囲う計画で構いませんでしょうか。	一般開放している場所であり、付近で落書きが多発していることから、落書きにより景観を損ねる可能性があるため、募集要領に記載のとおりフェンス等で囲ってください。
6	3	3(3) 3)	地上部に制御盤を設置する計画ですが、地上部の植栽と干渉してしまう恐れがあります。その場合 植栽は撤去・処分させていただきます。	緑化率を維持するため、植栽については、原則、移設を前提としてください。 なお、詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。

## 質疑書に対する回答

7	3	3(6)ア	当該場所について、事業計画認定申請時に確認必要な各関係法令の確認状況をお知らせください。【別紙】ご参照ください。	工事を施工する土地について、別紙の関係法令に係る事前確認はしておりません。事業者にて確認をお願いします。
8	3	3(6)イ	アイソレータや端子盤は企業団様でご用意いただき、事業者はご用意いただいた端子に信号線を繋ぎこむ作業負担の認識でよろしいでしょうか。	事業者でアイソレータ等を別途設置し、企業団の既設端子盤まで事業者にて信号線布設後、端子への接続は企業団にて実施します。
9	5	3(8)ウ	中央監視室では、運転中(非運転中)、異常(正常)の確認ができ、流量指令信号が送信でき、停止/起動したいときに流量指令に値を入力するようになっていればいいでしょうか？ また、中央監視室の操作盤に関しては大阪広域様の電源を分けていただけると考えてよろしいでしょうか？またその場合当該電源はUPSを持っていると考えてよろしいですか？	中央監視室からの制御については、企業団と協議の上、承諾を得てください。 事業者の操作盤の電源については企業団の無停電電源装置の電源から供給予定ですが、詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。
10	5	3(8)オ	採水管と電線管は深すぎると EPS ブロックに当たる可能性があります。車両通行もしないでするので、採水管は 30 センチ、電線管は 70 センチほどの深さで計画しようと考えていますがよろしいでしょうか。その他採水管のルートにご指定あれば事前にご指示ください。	採水管は 50 cm以上、電線管は 70 cm以上の深さとし、埋設標示シートも併せて敷設してください。 なお、詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。
11	5	3(8)オ	採水用配管の接続方法について、紀の川系弁室は空気弁の下側に丁字管で分岐を作成し空気弁や配管は既設流用、水質モニタ側は露出配管にチーズで分岐を作成しバルブ操作で採水元を変更できるように計画しますがよろしいでしょうか。	原則、ご提案のとおりで支障はありませんが、詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。
12	5	3(8)シ	発電システム設置箇所に特別ドレン等は設けない予定ですが問題ないでしょうか。 洗管方法は企業団様が実施されるとのことですが、どのようにされる予定かご教示ください。	洗管に利用するドレン等を設ける必要はありませんが、設備の維持管理上必要であれば、ご検討願います。 なお、洗管方法については、浄水池に排水して洗管を行った後、浄水池の清掃を企業団で実施します。

## 質疑書に対する回答

13	5	3(8)ス	掘削用に約 3t 程度の工作車両で EPS ブロック上に侵入する計画ですが問題ないでしょうか。	EPS 工法は、擁壁の背面土圧軽減のため採用しており、重機の上載荷重は検討していません。 EPS 工法範囲で重機等を使用する場合は、擁壁への影響がないことを検討の上、企業団の承諾を得てください。
14	5	3(9)	資材置き場は場内をお貸し出しいただけると考えてよろしいでしょうか。積み込み用のクレーン車は隣接するコインパーキングからのアプローチにならざるを得ないと考えていますが可能でしょうか。またお貸し出しいただける条件(範囲、費用、期間等)をお知らせください。	資材置き場については、使用する範囲と期間を事前に協議の上、別途企業団に行政財産使用許可申請（有償）が必要です。 コインパーキングは、企業団から行政財産使用許可を受けた業者が運営しているため、許可業者と事前協議により決定する必要があります。
15	10	7(5)	契約保証金の返還時期をご教示ください。例: 事業者からお支払いする施設利用料から減額する、事業終了後に返還される など。事業終了後に返還される場合、「2 事業期間」で期間の延長ができるものとなっていますが延期された場合も延期以前の終了時に返還されるのでしょうか。	発電期間終了後に行う原形復旧が完了した後に返還します。 なお、事業期間の延長を行った場合は、延長した発電期間終了後に行う原形復旧が完了した後に返還します。
16	—	別紙 1(2)	工事部分を一般の方にも遊歩道として開放されていますが、工事期間中は安全確保のため立ち入り禁止にしても構いませんかでしょうか。	原則、立ち入り禁止にはできません。詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。
17	—	別紙 1(3)	搬入孔の蓋は吊り上げ用のフックがついていますか。ついていない場合、アンカー打設してよろしいでしょうか。	吊り上げフック用アンカーは、蓋への影響がないことを検討の上、企業団の承諾を得てください。
18	—	別紙 1(3)	ピット内に、吊り下げフック用のアンカーを打っても構わないでしょうか。	吊り下げフック用のアンカー設置は、天井への影響がないことを検討の上、企業団の承諾を得てください。
19	—	別紙 1(3)	工事で撤去した配管、バルブは事業者で撤去処分すればよろしいでしょうか。	関係法令に準拠して、事業者で撤去処分してください。
20	—	別紙 1(3)	発電機設置部付近で、排水ポンプの水配管が新設する発電システムと干渉しそうなため、壁側に移設しても構いませんかでしょうか。	ご提案のとおりで支障はありませんが、詳細は企業団と協議の上、承諾を得てください。

## 質疑書に対する回答

21	-	別紙 1(3)	<p>ピット内部から電線を這わせるルートについて、排水ポンプの水配管や電線管が通っている孔を使用させていただいてよろしいでしょうか？また、電線を通すためのコア抜きをさせていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>既設貫通孔の使用は可能です。また、新たに貫通孔を設ける場合は、補強方法を検討の上、企業団の承諾を得てください。</p>
22	-	別紙 1(3)	<p>発電機設置部分の配管ですが、止水方法と断水可能時間についてご教示ください。</p>	<p>前後のバルブで止水しています。 断水時間に制限はありません。</p>
23	-	別紙 1(3)	<p>重機乗り込みのために、コインパーキングとの境界フェンスを一時撤去しても構いませんでしょうか。</p>	<p>コインパーキングとの境界フェンスの一時撤去については、企業団の承諾を得た後、企業団から行政財産使用許可を受けた業者と協議の上で決定します。</p>